

平成 27 年 1 月 5 日

研修認定薬剤師制度の運営について

公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下、「研修センター」という。）の「研修認定薬剤師制度」は、平成 27 年 4 月 1 日より下記のと通りの運営といたします。

1. 薬剤師研修支援システムの受講履歴に基づく申請

薬剤師研修支援システムの受講履歴（受講履歴一覧）に記載される研修については、研修手帳にシールを貼付せず、受講履歴一覧をプリントアウトしたものを添付することでも差し支えないこととする。

2. 他の認定制度（注）のシール（単位）の取り扱い

平成 27 年 4 月 1 日以降の認定申請に際しては、必要単位数の 5 割（認定の新規取得に必要な単位数 40 単位のうち 20 単位まで。認定の更新の場合は、必要単位数 30 単位のうち 15 単位まで）を上限として受け入れる。^(*)

3. 他の認定制度（注）の認定薬剤師の更新の取り扱い

他の認定制度（注）の認定薬剤師の更新は取り扱わないので、新規認定申請を行うこと。

（注）他の認定制度とは、薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた認定制度で研修センター以外のもの。

4. その他

（1）研修センターに登録された研修会実施機関が発行するものを含め研修センターの受講シール（単位）は、従来どおりの取り扱いとする。

（2）他の認定制度のシール（単位）であっても、平成 21 年 3 月 31 日以前に発行されたものであれば、従来どおりの取り扱いとする。

（3）平成 21 年 4 月 1 日付け研修センターの研修認定薬剤師制度における「研修認定薬剤師制度の運営について」は、同日付けで廃止する。

（*）下線部改正箇所